

東京都児童福祉審議会第1回本委員会 議事録

1 日 時 平成18年8月17日(木) 午後6時00分～午後7時47分

2 場 所 都庁第一本庁舎 42階北側 特別会議室A

3 議 事

(1) 里親認定部会・子ども権利擁護部会の設置について

(2) 今後の進め方及び意見交換

4 出席委員

網野武博委員長 庄司順一副委員長 磯谷文明委員 大谷敏也委員 才村純委員

高桑力也委員 高野由巳委員 谷美智子委員 馬場弘融委員 松谷克彦委員

藤井一委員

5 資料

(1) 東京都児童福祉審議会委員名簿

(2) 東京都児童福祉審議会行政側名簿

(3) 東京都児童福祉審議会に関する資料

(4) 東京都児童福祉審議会里親認定部会について

(5) 東京都児童福祉審議会子ども権利擁護部会について

(6) 次世代育成支援東京都行動計画について

(7) 平成18年度少子社会対策部主要施策展開図

6 議事録(全文)

開 会

○中山少子社会対策部計画課長 お待たせをいたしました。本日はお忙しい中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。私は当審議会の事務局の書記を担当させていただいております東京都福祉保健局少子社会対策部計画課長の中山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、委員の方のご出席についてご報告させていただきます。当審議会の委員数は、今期本委員18名でスタートさせていただきます。本日、所用のためご欠席と連絡をいただいている委員は、柏女委員、加藤委員、鈴木委員、玉木委員、中山委員、松原委員、米山委員の7名、ご出席とお返事をいただいている委員は11名でございますので、定足数に達することをご報告させていただきます。大谷委員が少々おくれていらっ

しゃるようでございますが、その他の皆様方はおそろいでございますので、始めさせていただきます。

初めに、お手元の会議資料のご確認をお願いいたします。

資料1は、当審議会委員名簿でございます。

資料2は、行政側名簿でございます。

資料3は、東京都児童福祉審議会に関する資料でございます。

資料4は、当審議会の里親認定部会について。

資料5は、同じく子ども権利擁護部会についての資料でございます。

資料6は、東京都次世代育成支援行動計画につきましの資料でございます。

資料7は、平成18年度東京都福祉保健局少子社会対策部の主要施策展開図でございます。

参考資料といたしまして、机上に冊子類をご用意させていただいております。上から順番に、2005年版社会福祉の手引きでございます。2006年版は今月下旬を目途に発行する予定でございますので、またできた段階でお配りをしたいと存じます。続きまして、2006年版東京の福祉保健。3点目、福祉・健康都市 東京ビジョン。4点目、次世代育成支援東京都行動計画の概要版。5点目、リーフレットですが、東京都の養育家庭制度とは。引き続きまして、児童相談所のしおり2005年（平成17年）版。最後に、児童虐待の実態Ⅱを置かせていただいております。これらの資料は、お持ち帰りが難しいようでしたら、机の上に置いておいていただければ、事務局から郵送させていただきます。よろしくをお願いいたします。

本日の審議会は公開となっております。後日、議事録は東京都のホームページに掲載されますので、ご了承ください。

それでは、ただいまから今期第1回目の東京都児童福祉審議会本委員会を開催いたします。

本日は、委員改選後の初めての審議会でございますので、委員長が選任されるまでの間、進行役を事務局で務めさせていただきたいと存じます。

最初に、新たな審議会の発足に当たり、委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。資料1の委員名簿に沿ってご紹介いたします。

まず、網野武博委員でございます。

○網野委員 よろしく申し上げます。

- 中山少子社会対策部計画課長 磯谷文明委員でございます。
- 磯谷委員 よろしく願いいたします。
- 中山少子社会対策部計画課長 大谷敏也委員でございます。
- 大谷委員 よろしく願いいたします。
- 中山少子社会対策部計画課長 本日ご欠席でございますが、柏女霊峰委員でございます。
- 同様に本日ご欠席ですが、加藤尚子委員でございます。
- 続きまして、才村純委員でございます。
- 才村委員 才村です。よろしく願いいたします。
- 中山少子社会対策部計画課長 庄司順一委員でございます。
- 庄司委員 庄司です。よろしく願いいたします。
- 中山少子社会対策部計画課長 本日ご欠席ですが、鈴木祐子委員でございます。
- 続きまして、高桑力也委員でございます。
- 高桑委員 高桑でございます。よろしく願いいたします。
- 中山少子社会対策部計画課長 高野由巳委員でございます。
- 高野委員 高野と申します。よろしく願いいたします。
- 中山少子社会対策部計画課長 谷美智子委員でございます。
- 谷委員 谷です。よろしく願いいたします。
- 中山少子社会対策部計画課長 本日ご欠席ですが、玉木一弘委員でございます。
- 同様にご欠席ですが、中山弘子委員でございます。
- 続きまして、馬場弘融委員でございます。
- 馬場委員 よろしく願いいたします。
- 中山少子社会対策部計画課長 松谷克彦委員でございます。
- 松谷委員 よろしく願いいたします。
- 中山少子社会対策部計画課長 本日ご欠席ですが、松原康雄委員でございます。
- 続きまして、藤井一でございます。
- 藤井委員 藤井でございます。よろしく願いいたします。
- 中山少子社会対策部計画課長 本日ご欠席ですが、米山明委員でございます。
- 以上で委員のご紹介を終わらせていただきます。
- 次に、東京都の行政側の出席者をご紹介します。資料2の行政側名簿に沿って紹介いたします。

山内福祉保健局長でございます。

○山内福祉保健局長 山内でございます。よろしくお願いいたします。

○中山少子社会対策部計画課長 次に、幹事、書記を紹介いたします。

まず幹事でございますが、幹事長を務めます福祉保健局少子社会対策部長の都留でございます。

○都留少子社会対策部長 都留でございます。よろしくお願いいたします。

○中山少子社会対策部計画課長 同じく幹事ですが、本日欠席しておりますが、福祉保健企画担当部長の松井でございます。

同じく幹事で、福祉保健局生活福祉部長の永田でございます。

○永田福祉保健局生活福祉部長 永田でございます。よろしくお願いいたします。

○中山少子社会対策部計画課長 同じく幹事、福祉保健局児童相談センター次長の梶原でございます。

○梶原児童相談センター次長 梶原でございます。よろしくお願いいたします。

○中山少子社会対策部計画課長 続きまして、書記を紹介いたします。

福祉保健局少子社会対策部育成支援課長、福山でございます。

○福山少子社会対策部育成支援課長 福山でございます。よろしくお願いいたします。

○中山少子社会対策部計画課長 同じく少子社会対策部子育て支援課長、山根でございます。

○山根少子社会対策部子育て支援課長 山根でございます。よろしくお願いいたします。

○中山少子社会対策部計画課長 同じく少子社会対策部副参事（児童相談所改革担当）、木村でございます。

○木村少子社会対策部副参事（児童相談所改革担当） 木村でございます。よろしくお願いいたします。

○中山少子社会対策部計画課長 その他関係職員が出席をいたしておりますが、資料をもって紹介にかえさせていただきます。

それでは、議事に先立ちまして、山内福祉保健局長よりごあいさつ申し上げます。

○山内福祉保健局長 それでは、児童福祉審議会開催に当たりまして、私のほうから一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

皆様方には、このたびは大変ご多忙の中にもかかわらず委員をお引き受けいただきまして、まことにありがとうございます。また、日ごろから東京都の児童福祉行政の推進にご理解、ご協力をいただきまして厚く御礼を申し上げます。

さて、我が国は少子高齢化が先進国の中でも異例のスピードで進展しておりまして、日本の総人口は昨年自然減に転じております。先般発表されました国の人口動態統計によりますと、平成17年の合計特殊出生率は全国で1.25、東京都で0.98と、ともに過去最低を更新しております。このまま少子化が進展いたしますと、我が国の社会経済効果に大きな影響が及ぼされるということは非常に心配されるところでございます。

また、近年、核家族化の進行、就業形態の多様化、近隣関係の希薄化などが背景となりまして、子育てに対する負担感が増大するとともに、児童虐待の増加など、子供を取り巻く社会環境は非常に深刻な状況であると考えております。

こうした中で、次代を担う子どもを育成することは社会全体の義務でもあり、現在の都民はもちろんのこと、将来世代を安心して生活できる持続可能な施策を展開していくことが行政に求められているというふうに思っています。東京都はこれまで東京都独自の認証保育所制度の創設や虐待防止などの機能を担う先駆的子ども家庭支援センターの設置、促進など、全国に先駆けたさまざまな取り組みを進めてまいりました。昨年4月には、次世代育成支援東京都行動計画を策定いたしまして、福祉・保健・医療をはじめとして、教育、労働、住宅など、幅広い分野において施策を進めております。今後はさらに保育サービスなどの質を高めていくための取り組み、すべての子育て家庭を対象とした支援施策のあり方なども大きな課題と考えております。東京の子ども、子育て家庭のニーズに合った施策を総合的に展開していくため、本児童福祉審議会の役割はますます重要なものと考えております。

委員の皆様には、今後2年間にわたるそれぞれのご経験や専門的知識に基づく積極的なご意見をちょうだいいたしまして、児童福祉の向上、発展のために特段のご協力、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。どうもありがとうございました。

○中山少子社会対策部計画課長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。

本日は改選後初めての審議会でございますので、児童福祉法第9条に基づきまして、委員長1名、副委員長1名を互選により選出することとなっております。このことにつきまして、いかがいたしましょうか。

松谷委員、どうぞ。

○松谷委員 大変僭越ではございますが、これまでのご経験、ご実績から、また、前期も委員長としてすぐれた調整力を発揮された網野武博委員に委員長をお引き受けいただけた

らと思います。また副委員長については、委員長に一任して選任していただくのがよろしいかと思います。

○中山少子社会対策部計画課長 ありがとうございます。

ただいま松谷委員から、委員長には網野委員、副委員長は委員長にご一任というご発言がございました。いかがいたしましょうか。もしご異議がなければ、そのように決めさせていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○中山少子社会対策部計画課長 ありがとうございます。

それでは、本審議会の今期委員長は網野委員、副委員長は委員長に一任ということで決定させていただきます。

網野委員、どうぞ委員長席にお移りください。

(網野委員、委員長席に移動)

○中山少子社会対策部計画課長 それでは、網野委員長にごあいさつをお願いいたします。

○網野委員長 ただいまご指名をいただきました網野でございます。よろしく願いいたします。

私自身、東京都の児童福祉審議会ですべてこれまで微力ながら役割を果たさせていただきましたが、平成15年、16年度になるでしょうか、新しいさまざまなニーズが広がっている保育サービスの対応をどう進めるかということで、東京都のさらなる保育の展開ということで、この委員会で中間報告、そして最終報告をいたしました。先ほどの局長のごあいさつにもありましたけれども、例えば認証保育所などがやはり全国的な影響を及ぼしております、今後の制度化も含めて重要な役割を果たしているかと思っております。さらに、昨年度と今年度でしょうか、庄司委員が部会長をされまして、これもまさに新たな課題であります、全国どこでも見られます現在の子どもたちの自立の問題に正面から取り組んで、自立支援をどうしたらいいかということで中間報告、そして最終報告をまとめました。その際にも、微力ながら私自身もまとめ役としてかかわりましたが、いつも感じておりますが、東京都は単なる日本の1つの自治体というだけではなくて、ときには国際的な視野も含めて、日本の児童福祉をどう進めていったらいいかというふうなことに関しても非常に重要な提言をする場になっているのではないかと思います。

今回の審議会でもまた私どもにテーマが与えられますが、誠心誠意委員長として務めたいと思っております。多くのさまざまな立場から委員の皆様方に出席していただいております。

すので、今後の貴重な資料になるような意見をまとめたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○中山少子社会対策部計画課長 ありがとうございます。

それでは、網野委員長、副委員長のご指名をお願いいたします。

○網野委員長 それでは、副委員長は、この児童福祉の分野で非常に経験が豊富でありまして、実績もあり、特に前期副委員長、また専門部会長として審議会の提言をまとめてくださいました庄司順一委員をお願いいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、副委員長は庄司委員に決定させていただきます。

では、どうぞ副委員長席にお移りください。

(庄司委員、副委員長席に移動)

○網野委員長 それでは、一言ごあいさつをお願いいたします。

○庄司副委員長 ただいま網野委員長から副委員長にご指名をいただきました庄司と申します。東京都に限らず、国全体が今少子化、それから子育て支援のあり方、児童虐待対策、その中でも相談体制とか要保護児童の支援のあり方、治療体制など、さまざまな課題を抱えています。網野委員長からもお話がありましたが、東京都は国の1自治体ではなく、国あるいは他の自治体への影響が非常に大きいわけです。網野委員長のもと、微力ではありますが、他の委員の方々と協力しながら与えられた責務を果たしていきたいと思っています。どうぞよろしくをお願いいたします。

○中山少子社会対策部計画課長 委員長、副委員長、ありがとうございます。

議事の途中でございますが、ここで山内局長が所用のため退出をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

(山内福祉保健局長退席)

○中山少子社会対策部計画課長 それでは、この後の進行は委員長にお願いをいたします。

○網野委員長 それでは、早速議題に入りたいと思います。

第1の議題ですが、里親認定部会及び子ども権利擁護部会の設置及び委員の選任について進めたいと思います。児童福祉審議会では、東京都児童福祉審議会条例施行規則第5条第1項によりまして、必要に応じて部会を置き、同条第5項により部会の議決をもって審議会の議決とすることができるというふうになっております。当審議会では、これまで里

親の認定の諮問については里親認定部会に、それから児童もしくはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しないときなどの一定の事例の諮問については子ども権利擁護部会を設けまして審議を重ねてまいりました。この2つの部会を今期も同様に設置したいと思いますが、これらの部会につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○中山少子社会対策部計画課長 資料4、資料5をごらんいただきたいと存じます。

ただいま委員長からお話がありました部会の設置でございます。資料4は里親認定部会についての資料でございます。この部会設置の目的でございますが、児童福祉法施行令第29条により、里親の認定をするときには、児童福祉審議会の意見を聞かなければならないとされております。これらの事項の審議に当たりましては、個別のケースについて、法律等の専門的な見地から、詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、里親認定部会を設置して審議を行うものでございます。

審議事項といたしまして、3点ございます。1点目は、里親（養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親）を認定するとき。2点目、里親の登録の更新に当たり、更新の登録が不相当と認められるとき。3点目、里親の更新の登録を行ったときは、部会の報告ということでございます。登録の更新というのは2年間を見ておりまして、2年ごとに更新の手続をとるということでございます。

資料5、子ども権利擁護部会でございます。設置の目的、児童福祉法第27条第8項、同法施行令第32条により、児童相談所が施設入所等の措置をとるに当たり、児童や保護者の意向と児童相談所の処遇方針が異なる場合などは、当審議会の意見を聞かなければならないとされております。これらの事項の審議に当たりましては、個別のケースについて、法律、医療、心理などの専門的な見地から詳細かつ迅速に検討することが必要であるため、子ども権利擁護部会を設置し、審議を行うものでございます。なお、平成16年度からは「子どもの権利擁護専門相談事業」、これは都が実施している事業でございますが、これの相談事業のうち、特に対処が困難な事例についての専門的な助言も、この子ども権利擁護部会で対応するというようにしてございます。

2番目、審議事項でございますが、4点ございます。1、児童または保護者の意向と児童相談所の措置が一致しない事例。2、児童相談所長が必要と認める事例。3、緊急を要するに場合で、あらかじめ諮問するいとまがないときは、事後直近の部会に報告。4点目、子どもの権利擁護専門相談事業における、特に困難な事例。

以上が2つの部会の設置目的、審議事項等のご説明でございます。よろしくどうぞお願

いたします。

○網野委員長 2つの部会について趣旨を説明いただきましたが、今の件につきまして何かご質問などございますか。

○庄司副委員長 子ども権利擁護部会についてなんですけれども、基本的には「児童や保護者の意向と児童相談所の処遇方針が異なる場合など」というふうになっていて、審議事項は(1)がそのようになっていますが、例えば児童、保護者と児童相談所だけではなくて、施設と児童相談所の意見が一致しない場合などは、これは児童相談所長が認めるならばということになるかもわかりませんが、これも審議の対象になり得るのかどうかを伺いたいと思います。

○網野委員長 これについていかがでしょうか。

○梶原児童相談センター次長 それでは、私のほうから。

想定してございますのは、いわゆる28条ケースという形で、児童福祉法の28条で親の同意が得られない場合、措置をするということが通常の諮問事項という形になってございます。今のお話で、施設と児相との方針ということになりますと、自立援助計画なり援助方針の不一致ということかと思いますが、基本的には、援助計画をつくるのはそれぞれの施設と、あるいは児童相談所、児童福祉司が中心となって両方で話し合いながら計画をつくっているということでございますので、方針の不一致というのが現状であるのかという部分と、その場合について審議というのが、今までの経験例でいくと想定できないのでございますけれども、委員のほうの、例えば具体的なケースというイメージというのはございますでしょうか、これについて。

○庄司副委員長 援助方針自体は児童相談所と施設で協議してということになりますが、実際にはそこがなかなかうまく進まない場合もあるかと思いますが、特に入所よりも措置解除での意見での意見の不一致というのは割合あり得るものだと思います。措置解除のあり方がその後の家庭での事故につながりかねないということもありますので、慎重に対応するのが適当だと思うんですね。その場合に、当事者ではなく、第三者としての権利擁護部会の意見を聞くのも1つの方法ではないかと思うんですけれども。

○梶原児童相談センター次長 現状の中では28条の措置をして、その後同意が得られた場合、同意が得られた上で家庭に帰る場合等については、ご報告という形で、もしくは諮問という形で子ども権利擁護部会の中で報告をしたり、諮問をしたりということは現状でもございます。今のお話で、最終的に措置解除の場面で施設と児童相談所のほうで完全に、

今は家庭復帰支援員等と組みながら、いろんなケースを考えながらやっておりますけれども、全く意見が異なる場合については、この部会に諮問をして意見を聞くということも委員がおっしゃるようになり得るケースだというふうに思います。

○網野委員長 お手元の資料3の中で、31ページ以下、児童相談所運営指針というところの抜粋がありまして、今の内容はこれとも関連するところなんですけど、突然の指名で恐縮なんですけど、才村委員はまさにこのことで当時の厚生省でかなり運営指針にかかわっておられましたけど、今の質疑を聞かれてもしコメントがありましたら。

○才村委員 突然のご指名で狼狽しておりますけれども、庄司副委員長がおっしゃるケースというのは、むしろ措置解除をするに当たって児童相談所と施設が意見を異にした場合ということですね。その中でも、児童相談所長が必要と認めた場合に児童福祉審議会の意見を聞かなければならないということになっているわけですから、児童相談所長のほうからは、当然その判断で審議会にかけるということは可能です。ですから、具体的に、庄司副委員長おっしゃっているのは、児童相談所のほうは特に審議会にかけるともりがないと、だけど、施設のほうはどうしても措置解除が適当であるとか、不適当であるとか、どうも児童相談所の方針に対して納得しかねると。そこで施設のほうから申し立てができる道を開くべきではないかという、そういうことでしょうか。

○庄司副委員長 そこまでは考えていないんですけども、ケースとして、主にこれだけ見ると、児童または保護者の意向と児童相談所、特に入所の場合だけというふうにメインが読み取れるので、退所の場合も当然かける必要がある場合も出てくるでしょうし、それから児童相談所長が認めるかどうかというところになりますけども、少なくとも認めればいろんなケースをここで検討することはできるわけですよ。

○才村委員 ですから、おっしゃったように、児童福祉審議会の意見を聞かなければならないというのは、必ずしも措置するときだけではなくて、措置停止もしくは措置解除も含めてということになると思うんですね。ですから、その問題は、むしろ措置解除するに当たって児童相談所と施設の意見が異なると。児童相談所長に対しては児童福祉審議会の意見を聞くという道は開かれているわけだけれども、施設のほうからすると、児童相談所のほうで児童福祉審議会の意見を聞いてもらえなければ、自分たちの意見がなかなか援助に反映されない、そこをおっしゃっているんじゃないかなというふうに思うんですが、あくまで措置というのは児童相談所の委託によって行われるわけですから、法律論でいうと、措置解除するに当たって、最終的には児童相談所の判断、責任においてなされるというこ

とですから、直接施設長が児童福祉審議会の意見を聞くとかということには、法律論からするとなりにくいのかなと。ただ、おっしゃるように、そもそもこの審議会の意見聴取というのが、児童相談所の判断の専門性を高めるとか客観性を高めるという趣旨のもとで制度化されているわけですから、そういう趣旨を勘案すれば、どうしても児相と施設とで解除に当たって意見が合わない。しかも、施設としてはもう少し第三者の意見を聞きたいということであれば、それは1つの道として開かれるべきなのかなと。法律としてはそこまで想定していませんし、制度として明文化することはむしろかしいかもしれませんが、「児童相談所長が必要と認める場合」の運用の一つとして、児童相談所と施設とで援助方針が一致しない場合は、児童相談所として児童福祉審議会の意見を聞くようにすればよいのではないかと思います。お答えになったかどうかわかりませんが。

○網野委員長 ありがとうございます。

この後、この権利部会の進め方について、決定、手続を進めますので、このような質疑もあったということを踏まえて、事務当局、それから児童相談所での何かの話し合いのときにこれをちょっと含んでおいていただければと思います。

ほかにございますか。

○中山少子社会対策部計画課長 部会の設置で補足をさせていただきますが、この部会に属する委員につきましては、東京都児童福祉審議会条例施行規則第5条第2項によりまして、委員長が専門的知識を有する委員の中から指名することになってございます。

以上でございます。

○網野委員長 今は人選というよりも、審議を進める内容として踏まえておいていただければということでお話いたしました。

ほかにご質問ございますか。

○藤井委員 藤井です。

この権利擁護部会の設置について、また審議については何ら異論もありませんが、1点ちょっと念のために確認というか、教えていただきたいと思いますが、先日、福島で、若い夫婦が子どもを虐待して死なせてしまったと。実は東京に最初はいたそうなんです、引っ越しをしたと。福島で同じく子どもが4人ぐらいいたけど、長女が死んだり報道されていましたが。その場合、報道によれば、児童相談所が家まで行って親に子どもの状態等を何回か確認をしに行ったという報道がなされていましたが、親が受けつけなかったと。子どもさんが学校とか保育園に行っているんで、そういうところから確認がで

きるのというようなことで、ひどい話で、子どもさんは食事を与えられないでペットフードを食べていたとか、ある程度客観的に見ればわかるんじゃないかというふうに思うんですが、そういったようなことで、児童相談所の方も一生懸命やられたと思います。我々そういった報道しかわからないんですが。

ここの子ども権利擁護ということですが、中にはそういった児童相談所の対応がもう一步子どもに対して、あるいは親に対して、あるいは近所の方や、あるいは警察や、あるいは関係機関と連携をとっていけば、子どもの虐待というものについて早く発見をし、そして子どもを親から引き離しさえしておけば、ああいった悲惨な事態にはならなかったんじゃないか。あるいはほかきょうだいについても、あんながりがりにやせて、普通何分かで学校まで行けるところを1時間近くかかっていくような、そういう状態まである程度放置をしてしまった、放置という言葉がいいかどうかわかりませんが、そういった場合の児童相談所の対応について、当審議会ですらそういった対応はよくないんじゃないかと、もうちょっとこうするべきだというような議論ができないものかどうかということを確認させていただきたいと思います。

○網野委員長 この件についてお答えいただけますでしょうか。

○中山少子社会対策部計画課長 当審議会は法令で決まっている審議事項がございますが、そのほかに審議会として東京都にいろいろなご意見をいただくということも審議事項に含まれております。ですから、いろいろな世の中の重大な出来事とか、そういったものは可能な限りこの審議会にもご報告するということでは従来から一貫していると思います。委員おっしゃったような、こういう問題がありましたということは随時、この審議会にご報告等させていただきまして、それを踏まえて皆さん方でいろいろなご意見をいただいたものを私どもにちょうだいする、これまでもそんなに件数はないんですけれども、そのような仕組みにはなっておりますので、私どもも積極的にそうした対応はしていきたいなというふうに思っております。

○網野委員長 よろしいでしょうか。

○藤井委員 はい。

○網野委員長 ほかにございますでしょうか。

ございませんでしたら、この2つの部会につきまして、東京都児童審議会条例施行規則第5条第1項によりまして、里親認定部会、子ども権利擁護部会、それぞれを設置しまして、記載されておりました職務について同施行規則第5条第5項によりまして、部会の議

決をもって審議会の議決とするということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○網野委員長 それでは、各部会の委員の選任に進みたいと思います。

先ほどの課長の趣旨説明の中にありましたように、里親部会につきましては、この事柄の性質からいいまして、医療、司法、児童福祉施設に携わっている方、学識経験者の方などになっていただきたいと思います。したがって、磯谷委員、大谷委員、鈴木委員、松谷委員、松原委員、以上の5人の方をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、次に、子ども権利擁護部会につきまして、先ほどのご説明にもありましたように、審議に十分な専門性を確保するという趣旨から、医師、弁護士、学識経験者の方にやっていただきたいと思います。したがって、磯谷委員、柏女委員、加藤委員、才村委員、松谷委員、松原委員、米山委員、以上の7人の方をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、今お願いいたしました委員で構成される部会で今後新たに進めたいと思います。

それでは、今後の進め方の議題に入りたいと思いますが、今後の審議会の進め方について事務局からご説明いただきたいと思います。

○中山少子社会対策部計画課長 それでは、ご説明いたします。

今期の審議会の任期は、本日平成18年8月17日から平成20年8月16日までの2年間でございます。その中で、当審議会みずからが審議テーマを設定してご議論いただいた上で東京都に対しましてご提言をいただきたい、このように考えてございます。先ほど局長からのあいさつにもございましたが、東京都ではこれまでも全国に先駆けてさまざまな取り組みを行ってまいりました。また、現在、次世代育成支援東京都市行動計画を策定し、すべての子どもと子育て家庭への施策に取り組んでおります。少子化が急速に進む今日において、今後の東京における児童福祉施策をご審議いただくに当たりましては、さまざまな現在の社会状況を視野に入れますとともに、国の動向及び次世代の東京都の計画などの進捗状況を踏まえましてご審議をいただきたい、このように考えてございます。

本日は、現在の東京都の取り組みにつきまして事務局からご説明をまずさせていただきたいと存じます。その後、委員の皆様方からさまざまなご意見をいただきまして、今後の審議の方向性を十分に検討していくということを考えてございます。その上で、後日事務局から審議テーマ等についてのご提案をさせていただきまして、課題を決定して本格的な審議を行っていただきたい、その上でご提言をおまとめいただきたい、このように考えております。

- 網野委員長 ただいま事務局から説明がありましたとおり、本日の審議は、まず現状を踏まえまして、それについて意見交換を行い、その後、今後十分に審議の方向性を検討した上で本格的な審議を始めて任期内に審議会として意見をまとめるといったことですが、その方向でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 網野委員長 それでは、この方向で進めていきたいと思えます。

それでは、具体的に過去の意見具申、東京都の取り組みについて、まず事務局から説明をお願いしたいと思います。その後、議題にもありますように、意見交換となっておりますが、全員の委員の皆様方から一言ずつご発言をいただければと思います。

それでは、まず事務局からご説明をお願いいたします。

- 中山少子社会対策部計画課長 それでは、事務局から資料等の説明、都の施策の説明をいたします。資料3、児童福祉審議会の答申・意見具申等一覧、それから資料6、次世代育成支援東京都行動計画について、資料7、平成18年度少子社会対策部主要施策展開図をあわせてごらんいただきたいと存じます。それから参考資料としまして、2006年版東京の福祉保健という冊子がございますが、これの19ページからが子ども家庭支援ということできざまな取り組みを紹介させていただいておりますので、これらをあわせてごらんいただきたいと存じます。

まず資料3でございますが、当児童福祉審議会に関する資料でございます。関係法令等載せてございますが、22ページをお開きいただきたいと存じます。

過去の当児童福祉審議会の答申・意見具申等一覧ということで、昭和41年以降の意見具申等を整理してございます。全体を紹介すると、時間に限りがありますので、直近の項目をご紹介します。

29ページをお開きください。平成11年度からをご紹介しますが、11年11月17日では、意見具申をいただきました。「ひとり親家庭の自立生活を支援する総合的な

施策のあり方について」ということで、ひとり親家庭を家族の一形態だと明確にいたしておりますが、両親家庭に比べ自立性や安定性を欠きやすい面があり、ひとり親家庭固有の課題への対応が必要であるなどという意見具申をいただいております。

それから、13年11月20日、「地域における子ども家庭支援のネットワークづくり——区市町村の役割とファミリーソーシャルワークの展開について——」というところで、深刻化する子どもと家庭の問題に対して子ども家庭支援のネットワークづくりが必要だというご提言をいただいております。その中核となるべき子ども家庭支援センターの相談支援の機能整備や関係機関のネットワーク体制の構築が今後の課題であるといった意見具申をいただいております。

それから、平成15年8月1日、意見具申中間のまとめというところで、「都市型保育サービスへの転換と福祉改革——選択・競い合いによる利用者本位のサービス推進に向けて——」というところで、多様化する大都市特有の保育需要に対応するためには、硬直的・画一的な既存の保育システムを見直し、新たに構築し直すことが必要といった提言をいただいております。

30ページに移ります。この都市型保育サービスへの転換と福祉改革というところで中間のまとめを経まして、16年5月6日に同じテーマで最終の意見具申をいただいております。最終のまとめでは、多様な運営主体の参入に向けた保育の規制緩和を国に提案要求すべきである。さらに、都みずからは認証保育所の推進、保育サービスの質の向上、量の拡大、区市町村に対する補助制度改革の4つを進めるべきである。また、社会全体で子育てを支援するためには労働環境の整備、保育サービスを含む子育て支援施策の充実、高齢者分野から子ども家庭分野への財源のシフトが必要といった意見具申をいただいております。

17年8月31日には、「少子社会の進展と子どもたちの自立支援——社会的養護の下に育つ子どもたちの自立支援——」というところで中間のまとめという形で意見具申をいただきました。社会的養護の下にそれぞれ育つ子供たちが困難な状況下にあっても「生きる力」を身につけ、経済的に自立し、社会人として一人立ちするまでの継続的な支援を提言していただきました。

平成18年6月22日、先般ですが、「少子社会の進展と子どもたちの自立支援」ということで最終の意見具申をいただきました。現代社会における「自立」とは何か、自立を育むためにどのような環境を整えることが望ましいかを提言していただきました。自立と

は成長していくプロセスを含むものであり、そのプロセスを支える基礎となる5つの要素を明確化してございます。以下、ライフステージ区分に応じた自立支援のポイントと施策の方向性を明示していただいております。

以上が最近の都審議会の意見具申等のご紹介でございます。

続きまして、資料6をごらんください。次世代育成支援東京都行動計画の概要についてのご説明をいたします。概要版は冊子として参考資料に入っておりますが、この計画は、平成17年4月に東京都としてまとめた次世代育成支援の行動計画でございます。この計画では、東京都の少子化の現状等を踏まえまして、都として次世代育成を支援するための計画、理念を掲げ、目標を掲げ、10の重点的取り組みとして整理をしたものでございます。この計画は次世代育成支援対策推進法に基づく法定計画でございますが、計画期間は平成17年度から平成21年度までの5カ年となっております。それぞれの理念、目標、10の重点的取り組みについてはごらんいただければと存じます。都全体で取り組むべき事業を160事業盛り込んでございます。可能な限り平成21年度の数値目標、達成すべき目標を掲げているということが特徴的かと思えます。

この計画の最後では、国への提言といたしまして3点を国へ提言してございます。1点目は、社会保障制度全体の改革が必要であるということ。2点目は保育制度の改革、利用者の実態に則して「保育に欠ける」要件等を見直すといった改革を提言してございます。3点目は、雇用環境の改善ということで、働き方の見直しに向け、実効性を担保する方策を講じることといった提言をしてございます。

資料7をごらんください。この資料は、児童福祉を所管する福祉保健局少子社会対策部、私どもの部の主立った現在の施策を並べてございます。これから皆様方のご議論の参考としてお示しをしておりますが、横軸は年齢区分でまず整理をしてございます。妊娠期から20歳まで、それぞれの区分で横軸を整理してございます。縦軸は、いわゆる支援の度合いの強弱、上が比較的軽い方、下が支援の度合いが強い方ということで、あくまでも便宜的な整理の仕方でございますけれども、このような形で施策を並べてございます。

上からざっとご説明いたしますと、一番上は学校の区分でございますが、その下には区市町村で取り組んでいらっしゃいます児童館の施策、その下は主に母子保健の分野の施策、それから医療体制の整備といった施策が出てまいります。それから、真ん中にいきますと乳幼児医療費の助成、これは東京都単独の施策でございますが、その下、不妊への支援といった施策、そこから下がいわゆる在宅サービスといった施策が出てまいります。子育て

ひろば、それから保育所、学童クラブ、その下には幼稚園と保育所の一元化施設、認定こども園、これはことしの10月から法施行の予定でございますが、掲げてございます。それから、子ども家庭在宅サービス、いわゆる在宅サービスと呼ばれるもので、ショートステイ、一時保育、育児支援ヘルパー等を並べてございます。それから、その下に子ども家庭支援センターという項目がございます。これは区市町村が子どもと家庭に対する一義的な相談に対応していただくということで、東京都が全区市町村への設置を進めているものでございます。

それより下にまいりますと、いわゆる従来の施設型の施策が出てまいります。養育家庭、いわゆる里親さんでございます。それから、その下が乳児院から児童擁護施設といった施設の現状を並べてございます。さらにもう少し下にいきますと児童相談所、都内に11カ所ございます。

それから、2つ下がりますが、いわゆる手当のご紹介です。児童手当、これは国の制度、それから児童扶養手当、これは主として母子家庭に対する手当、国制度、それから都単独のひとり親家庭への手当でございます児童育成手当といった制度のご紹介をさせていただきます。

それから、その下は東京都の補助の制度でございますが、子育て推進交付金ということで、市町村が子育て施策に柔軟に活用できるような交付金を今年度から創設してございます。さらには、子育て支援基盤整備包括補助ということで、主として子育てのハードの整備に関する補助制度も今年度から創設をしていると、こういったものでございます。

ということで、全部の施策という意味ではないんですが、大まかに年齢、あるいは要支援度の強弱によって現状の施策を整理させていただいております。

以上、雑駁で恐縮でございますけれども、これからの皆様方の議論の参考として資料の紹介をさせていただきました。よろしく願いいたします。

○網野委員長 ありがとうございます。

審議会につきましては、近年、平成11年度以降の意見具申について紹介していただきました。さらに幅広く東京都の取り組みについてご説明がありました。

それでは、この後、中にはご質問もあるかと思いますが、委員の皆様方一人一人にご意見をいただければ幸いに存じます。今後の審議会のテーマとも関連していろいろ参考にさせていただきたいと思いますが、それでは私のほうから順に指名させていただきたいと思いますが、どうしてもやはりあいうえお順で、磯谷委員からお願いいたします。

○磯谷委員 磯谷です。

先ほど藤井委員のお話を伺って、また以前からの問題意識もありまして、1つ思いましたのは、児童相談所で扱ったケースの検証、これは法律上でも必要だとされているわけですが、先ほどの福島での不幸な件も含めて、そのケースワークを検証して、同じ失敗を繰り返さないように教訓を引き出し、これを共通のものにしていく、そういったようなことが非常に必要だろうというふうに思っております。既に厚生労働省のほうで死亡事例の検証などもされていましたが、都道府県のレベルでもこの検証を行う必要があると思われま。何を検証するかという問題もいろいろあると思います。死亡事例に限定するのか、あるいはそれに限らず、何か参考になるような事例について検証するのか。この検証するときいつも悩ましいのは、1つはプライバシーの問題で、この点については法的に整理をしてみないとなかなか思い切った調査、議論というものがなかなかできにくいのかなというふうに思います。そのあたりの整理は必要ですけれども、虐待事例の検証がこれからの大きな課題じゃないかなというふうに思っております。

それから、2つ目、社会的養護というところで、特に最近、東京都も力を入れられているのが里親ということになるかと思えます。この里親は、虐待を受けた子どものケアという面で重要な役割を果たしていただきたいわけなんですけれども、まだまだ法的にも解明がとれますか、研究が進んでいないところでもありますし、どうしても施設と違いまして、抱え込んでしまってなかなかうまく対応できずに、ときには少し行き過ぎた、例えばたたいたりというところまでなってしまうケースも聞いたりしておりますけれども、この里親は非常に重要なだけに、この里親さんをどういうふうにバックアップし、またよいものにしていくかと、このあたりは非常に大きな課題だなというふうに思っております。

雑駁ではありますが、これから考えていく必要があるんじゃないかと思われることについて少し発言させていただきました。ありがとうございます。

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、大谷委員、お願いいたします。

○大谷委員 大谷でございます。私のほうもまとまっておりませんが、少し感じていることで話させていただきます。

今、実は青少年問題協議会というのが東京都のほうでございます。そちらのほうの協議委員もかねさせていただいているんですが、今そちらのほうで、少年院を出た子どもたちに行政としてどういうことができるかという検討、今中間報告を出させていただいたとこ

ろになっております。この辺は中でも、例えば自立援助ホーム等々を強化しながら、児童福祉の分野と協調しながら強化してこれから東京都を支えていく青少年を育てようというような動きがなされております。そういう協議会の流れ等を見ていますと、トータルで児童福祉審議会も、あるいは児童福祉の分野の行政も、そしてまた、それにつながる青少年の健全育成の行政等々も、ここに次世代支援の計画の中、あるいは福祉事業の計画の中にございますが、例えば青少年治安対策本部等々とも連携をとりながら東京都の青少年健全育成に努めていく、そういう検討ができないかというところが1つに気になりました。

それから、2点目は磯谷委員と同じなのですが、私も里親認定部会のほうに出させていただいているんですが、なかなか広報というんでしょうか、広がり、そういうことをやってみたいというふうに感じる方々は、おそらく心の中で持ちながらの方はいらっしゃるんだろうと思うんですが、それが都民に広く共有されているかという、なかなかその辺の情報は届いていないんじゃないかなと。このあたりのPR等々をどういうふうに行っていたらいいのかなかなかわかりませんが、できればそういうことにも力を注ぎながら、ほんとうに少子化を迎えている中で、何とか少しでも子どもたちが健全に育っていくように援助していきたい、そういうことについての検討ができないかというあたりのところが問題意識としては持っております。

以上でございます。

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、才村委員、お願いします。

○才村委員 先ほど磯谷委員、大谷委員のほうからお話がありましたが、私も社会的養護サービスのあり方について、抜本的に検討する必要があるのではないかなというふうに考えています。平成15年度に国の社会保障審議会で社会的養護サービスのあり方について、子どもたちのパーマネンシー等、特に子どもが健やかに育つには暖かな家庭的な雰囲気非常に大事であって、それが子どもにとって権利なんだという方向性が出されたと思うんですが、それはそれで非常に画期的な方向性だというふうに思います。しかし、現実、目をやると、やはり大半の子どもたちは施設に行くし、施設の生活の実態を見ると、パーマネンシーとか暖かな家庭的雰囲気とはほど遠い実態があるのではないかなというふうに思います。そういう中で、本来は里親が一番子どもにとっては理想的な環境ではないかなというふうに思うんですが、残念ながら、我が国の場合、里親制度そのものが行き詰

まっているというところがあります。

そこで1点は、里親の活性化を図るにはどうすればいいのか。特に欧米と比べて、我が国の場合、里親のなり手が少ないというふうによく言われるんですね。それはどうしてなのかという。それは血縁を重視する我が国の精神的風土があるのではないかと、宗教的なバックボーンが希薄であるとか、家が狭いからではないかと、いろいろなことを言われるわけですが、なかなか実証的な研究というのはなされていないような気がするんですね。したがって、どうして我が国の場合、里親のなり手が少ないのかという実証的な調査が可能であれば、そういう調査結果も踏まえて、今後の里親の活性化のあり方について検討していったらなというふうに思っています。

それともう1つは、里親もさることながら、現実問題、なかなか里親が確保できるわけでもありませんから、現実どうしていくのか。国のほうでも生活単位の小規模化という方向性を打ち出されたと思うんですが、東京都において、具体的にそれをどういう形で進めていくのか、そのあたり、現実を踏まえた上での方向性を出していく必要があるのかなという気はしています。

それともう1つは、児童相談所の体制のあり方でありまして、これは東京都に限らず、全国どこの児童相談所を見ても職員は多忙であっぴあっぴである。確かに児童相談所がかかわりながら子どもを救えない、非常に残念な事件というのが後を絶たないわけですが、ああいった事件を見ていると、直接の原因としては、基本中の基本について児童相談所が対応できていなかったというのはあるんですが、そういうことが絶えないということは構造的な問題があって、それが具体的にいうと、余りにも忙しくて個々のケースに丁寧にかかわれない、やりたくてもかかわれないという実態があるのではないかなというふうに思います。したがって、児童相談所の体制を抜本的に強化しないとうまくいかないのではないかと。そういう中で、児童相談所のあり方についてご議論いただくというのも1つの方法なのかなと。そこは先ほどから話が出ていますように、東京都のほうで思い切った方向性を打ち出せば、また全国的にそういう流れになっていくのではないかなというふうに思っています。

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、高桑委員、お願いいたします。

○高桑委員 高桑でございます。

私は会社員でございまして、実は公募でこの委員に立候補をさせていただいたんですけ

れども、まず自分が率直に今感じていることを申しますと、いろいろ今のお話の中でも出ているかと思うんですけれども、例えば子どもを育てるといときには、今なかなかそういうことに対して手を差し伸べる人というのがすごく少なくなっていることを感じております。なぜそんなことを感じるかという、自分は月に数回程度、自分の母校でバスケットボールの指導をしているんですけども、そういった活動の中で、今残念ながら選手の親もさることながら、指導している先生方もなかなかそういう熱心な指導というのが見受けられないようなことを感じておまして、すごく実はそれというのはまずいことだと思っておまして、子どもにしてみれば、いろいろな生活の営みの中で、どういうことが社会では供用され、どういうことは受け入れられないのかということが多分育っていく段階の中でいろいろ学ばなければいけないと思うんですけど、どうもそういう流れが原因で閉ざされてしまっているのではないかと感じております。一方で、自分は会社員ということもあって、実は会社で若手の教育に携わっているんですけども、そういうところでもしわ寄せがき始めてきておまして、今申し上げたように、世の中で受け入れられることと受け入れられないこととの区別がついていないものですから、企業が一生懸命ヒューマンスキルだとかビジネスマナーだとか、そういうところに膨大な投資をしなければ、とてもお客様の前に出せないような、そういう人がふえておまして、それが年々傾向がひどくなっております。なかなか大人になってしまうと、いろいろ手を変え、品を変え、いろいろなことを伝えようとしてももう自我がある程度できてしまっていて、その辺がうまく改善できないというところがありまして、そういうことをつらつら思いますと、自分が幼かったころを考えますと、親であれ、近所の人であれ、いろんな自分を見てくださる方がいたように思って、こういうことはしちゃいけないだよということを体を張ってある意味教えてくださって、そういったことを自分なりに吸収して積み重ねていって社会に出ていったように思うんですね。そういうことを考えますと、今里親の話もありましたし、児童相談所の話もありましたけれども、ほんとうにこのままではまずいなど。ほんとうに本腰を入れてきちんと健全な児童を育成するような、そういう福祉を確立していないかと、そういう人たちが大人になってほんとうにこの国、あるいは東京都が成り立つんだろうかということをお心配しております。そういった意味で、自分の場合は、ある意味、中学生だとか高校生だとか社会人だとか、そういう人と現場で実際に携わっているという立場もありまして、そういった観点から、こういう児童福祉を考える場に参画して、微力ながらもご協力できればなど、そういう思いでこの委員会のほうに活動していきたいというふうに

思っております。

以上でございます。

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、高野委員、お願いいたします。

○高野委員 高野です。私も高倉さん同様、都民の代表としてここで意見を述べさせていただきたいと思いますが、出産を期に社会のほうからは離れておりまして、このような大きい場で意見を述べることは非常に緊張しておりまして、今にも心臓が飛び出てきそうな感じなんですけれども、頑張って2点ほど述べさせていただきたいと思います。

論文と面接のときにも申しましたけれども、私、ただいま8歳と5歳の娘の育児中です。彼女たちの成長過程を見ていく中で、幼稚園や保育園に関する諸問題をいろいろ感じておりまして、先ほどの資料の中にも、平成15年あたりから都のほうでもさまざまな運営体が参入できることを国に提案したり、認証保育所の推進をしていたり、労働環境の整備ということを掲げていらっしゃいますけれども、3年たった平成18年現状でもなかなか下のほうには何をやっているかというふうに感じる場所が多々あります。具体的に申させていただきますと、民間のほうでは病児保育という、働いている親御さんの子どもが熱を出したときに見てくれるところがないと。普通の保育園は37度5分ラインというのがあつらしくて、それ以上発熱しているお子さんは見てくれないそうなんです。ですから、そういう病児保育をやっているという情報を知らない親にとってはどうしようもなく、親が仕事を休んで子どもを見ていなければならないという現状が周りに多々ありますので、今回この場をかりてさまざまな問題がもっとあるよということを提言し、時代のニーズに合った保育所、幼稚園の環境整備ができていければいいなと思っております。

もう1点は、無知なものですからなかなか具体的には言えないんですけれども、報道でさまざまな幼児虐待のニュースを耳にしてとても悲しく思っております。少子社会と言われる中で、子どもがそういう目に遭って人口がどんどん少なくなっていくとどうするんだろうと友達と話しながら、児童相談所は一体何をやっているんだろうというふうにいるところもありまして、普通の庶民から見ると、もしかしたら、そういう虐待をやっている親元のところに行くのが児童相談所の人たちは怖いのかしらなんていうふうに想像もしていたんですけれども、今才村委員からお話をうかがいまして、構造のほうにもし問題があるのであったら、2年間という期間をいただきましたので、この期間で抜本的に構想を練り直すようなところに意見を少しでも述べられればいいなと思っております。

ます。どうぞよろしく願いいたします。

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、谷委員、お願いします。

○谷委員 私は民生児童委員という立場から2、3申し上げたいと思っております。

まず、今指定管理者制度ということで民間に委託する機会が多くなってきて、1つは家庭支援センターのことですが、行政としては、ここに出ていることを見ていると、それだけのものがちゃんと内容的に充実しているかどうかというところは区市町村ですごく差があると。今高野委員がおっしゃいました病児保育にしても、区市町村によってはやっていたらっしゃるところ、また予算がなくてできないというような状態のところもまだ多々あるという現状でございますので、これは指定管理者制度がいい、悪いではなくて、何となく頼り切ってコストを下げたり、サービスが内容的にできない分、そういうものが下がってくるというふうな現状が地域においてもわかりますので、その辺で、子どものそういうところにはもっと予算を入れて、国も支援していくというふうにおっしゃっているので、区市町村のまだ充実していないようなところについては、行政のほうからも援助をもっと差し伸べてほしいと思います。

それと、里親認定部会に入ってしまったのは、ほんとうに子どもを望んでいらっしゃる家庭がたくさんおられ、子どもが授からないので不妊の治療を受診しているけれども、不妊の治療に大変費用がかかるということです。これも区市町村によって随分差があるということで、今回18年度少子化対策の中でも、不妊治療の経済的支援ということが出ておりますので、ぜひこれは行政側の早い取組みを行っていただければ少子化対策の1つの開かれた部門になるのではないかというふうに思っております。

それと、才村委員もおっしゃっていましたが、里親制度は日本ではなかなか根づかない。東京都も養育家庭とかいろいろなことで一生懸命、それを区市町村の民生委員のほうにもたくさん伝わってきますが、私も地域においては制度を理解していただくよう努力はしていますが、なかなか養育家庭についても受け入れる家庭は少ないということ。それと、やはり条件が厳しいところがあるのが事実ですけれども、これは国の持っている土壌が違うので、外国はボランティアとかキリスト教というもののそういうものについての考えが日本とは違います。日本は仏教という宗教はあっても、なかなかその辺に結びつくところが少ないというふうに考えます。これはもっともっと私たちも含めてみんなで広めていく必要があります。里親ができなくても養育家庭とか、短期間でも預かって子どもに家庭の温

かさを経験させてあげたいと思う人々が増えることを願ってやみません。

それと、最終的な提言をいたしました中においても、民生児童委員として協力できるところもたくさんあります。2章においては、家庭における子育ての問題とか学校教育の問題、そして地域の変化というふうに3つに分かれておりますけれども、家庭における子育ての問題におきましても、これは今ほんとうに地域のところで一生懸命児童委員としては協力しながら、お父さん、お母さんを含めたことで参画できるような行事を進めておりますし、学校教育の問題においても、ほんとうに今、学校のほうから子どもに対しての相談に乗ってくださいというふうにおりてくるようになったということは、私たちが守秘義務を持って信頼を得てやっている活動のおかげかなと思いつつながら、子どものいじめとか不登校とかいろいろな問題についても、先生と、そして地域のお母さん、いろいろなことを含めてやっております。しかし、今お話の中からもありましたけれども、やはり根本は家庭だと思います。いろいろなことがありますけれども、先ほどの委員の方がおっしゃいましたけれども、もとは親の姿勢、子どもに対する愛情というものを持たなければいけない。何が何でもこういうことをしてほしいという親からの要求だけではなくて、親自身ももっともつと子どもに対して責任を持ってしていただきたい場面が多々あります。私たちが親が一生懸命だから、足りない分を地域の力を出し合って子どもたちの健全育成に私たちも協力したい。親たちは何もしないで子どものためにお願ひしますの要求だけでは解決しない。日頃から地域のお母さん方、お父さん方と話し合っていく機会を積極的に持つことが大事。特に今近隣関係の希薄化が問題になっております。これも私たち地域活動している民生児童委員の役割、そのような関係を密にするために、もっともつとふれあい支えあいの心をはぐくむことに力を入れていきたいと思っております。

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、馬場委員、お願いいたします。

○馬場委員 行政の立場から常々感じていることを申し上げますが、この場は児童福祉審議会なので違うことを言っているんじゃないかというふうに思われるかもしれませんが、昨今の少子化の問題、あるいは子育てに悩んでしまう若いお父さん、お母さんがいるという問題は、1つに、おじいちゃん、おばあちゃんを疎外した子育てが行われているからではないかという認識を最近非常に強く持っています。私は社会的には、例えば保育所にしても、児童相談所にしても、学童クラブにしても、そういうところにお年寄りの方々が意欲のある方が正規の職員なり何なりで、短い労働時間でも働けるというふうな仕掛けをつく

ったらどうだろうか。あるいはまた、お年寄りだけでグループをつくって、応援しますよというような形のものがきちっと仕組みの中に入れるような、そういう子育て支援センターなり仕掛けをつくったらどうかということが1つあります。

もう1つは、今もお話がありましたけれども、家庭をもう1回作り直すといいますが、核家族が多いぞというので、それでいいよというふうにいるんじゃなくて、なぜ我々人間がこういう文明をつくってきたかといえば、大勢の人が一緒になって家族をつくり、いろいろな年代が家族の中において、そして初めて文化ができたり、ここまで発展してきたということを考えれば、もう一度、大家族はいいんだよ、3世帯同居の家というのはいんだよということをこういう審議会の場でもっともっと訴えていって、そしてまた、制度の中でも、みんなが一緒に住めばこういう税制的な優遇もこれからやりますよとか、そういった誘導策も必要ではないかなというふうに思います。基本的には、子どもたちを多くする、あるいは子どもたちが健全に育つためには、もっともっとお年寄り、おじいちゃん、おばあちゃんの力をしっかりと受けとめて使わせていただく、そういう姿勢が必要ではないかなと、そんなことを感じています。

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、松谷委員、お願いいたします。

○松谷委員 私が最近感じていることは、支援者をどう支援していくかという、支援者の支援ということがこのところの自分自身のテーマになっております。実際、個別の支援の場ではいろんなことをかかわる方が受けとめることが必要ではないかと思うんですけども、一方で抱え込みすぎてしまうと支援がうまく機能しないような場合もあるわけですね。その場合に、支援する方が相談できる、または支援する方をまた支援してくれるというバックアップ体制が必要ではないかと思います。地域のケア会議なんかもやるんですけど、そういう場合に、うまくいっていない場合というのは負担が一部の方に偏っていたり、情報が滞っていたりとか、そういうことが起こっているわけですね。そういうことを考えると、総論的な話にはなると思うんですが、生きたネットワークというんでしょうか、支援する側が支援されている、そういうふうは何重にも支援の構造があるような、重層的な中で支えられているという、そういう生きたネットワークをつくるような、そういう構造が今後の行政として求められているのではないかなというふうに思っております。

個人的には、児童相談所とか、養護施設とか、里親さんとか、そういう方の支援も必要ではないかと思いますが、今考えているのは、母子支援施設、いわゆる母子寮と言われ

るものが若干孤立化しているような印象を持っておりますので、そういう施設に対してより積極的な支援を行えるような体制ができればというふうに思っております。

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、藤井委員、お願いします。

○藤井委員 1つは養育制度についてなんですが、先ほど才村委員からお話があって、私もそのとおりだと思います。私は前に「ぶどうの木」という本を読ませていただいて、初めて養育、里親制度ということを知ったわけですが、他人のお子さんを自分の家庭で受け入れて育てていく、最初はなさぬ中で、どうやったら子どもを理解できるのかという、そういう苦悩を描いた、まさに里親のご苦労が感じられたわけですが、その中で、1つは、そういう里親になってもいいという方はいると思うんですけども、先ほどお話があったように、もっと自由に、気楽に、あるいは皆さんが里親になれるような、今後東京都として、これは全国もそうですけども、そういった制度改革が必要じゃないかというふうに思います。資料を読ませていただきますと、東京都の養育家庭は現在380家庭になっています。また、一定の要件を備えた養育家庭、すなわち4人から6人の子どもさんたちを家庭的な環境のもとで養育するというファミリーホームが都内で11家庭、専門の養育家庭というのが、いわゆる専門的なケアを必要とする子どもさんたちを養育するのが8家庭というふうになっておりますが、東京都は全国に比べれば進んでいるとは思いますが、まだまだこういった養育家庭の拡大をするための、ある意味では規制緩和というんでしょうか、東京都が先駆を切って、だれでもが養育家庭を経験できるようにもっと門戸を開く、あるいは先ほど民生委員さんからお話がありましたように、そういった厳しい壁みたいなものを崩壊していかなければいけないというふうに思っております。

それから、児童虐待については先ほど申し上げたとおりですが、先ほど公募の委員の方からお話がありましたように、どうしても何かこういった児童虐待で事件があると児童相談所が悪者になるという場合がありますけども、私は前に新宿の児童相談所に視察に行かせていただいたことがあります。そこでいろいろ担当者の方にお話を聞いた中では、1件の子どものケースがなかなか円満に片づくということが少ないという実態を聞きました。何とかもとのように親のところに戻しても、また虐待があって、そしてセンターでお子さんを預かって、一時的にそういうお子さんを面倒見るということもやっておりますし、また、年々こういったケースがふえておりますので、担当者1人の相談、持っているケースが大変ふえているというふうに聞いております。そういった意味では、こうい

ったことも職員の方は大変ご苦労されているなということを実感いたしましたので、そういった意味では、東京都としてもこういった相談の拡充とか、もっとそういう相談員の方がきめ細かくケアができるような支援体制も必要だろうというふうに思っております。いずれにしても、こういった児童虐待を生み出すもとの要因は、1つは親がしっかりとした子育てに対する心構えを持っていない、虐待をされてきた親が子どもを虐待するというふうにも言われておりますので、そういう意味では、今後ふえることはあっても減ることはないだろうと。そういう中で、しっかり児童虐待によって子どもが犠牲にならないように、例えば先ほどの話にいたしました、地元の民生委員さん、あるいは地元の小学校、あるいは保育園、そして警察署、さらには児童相談所と行政機関等がしっかりとタイアップしながら、連携をとりながら、少しでも虐待が疑われるような、そういった家庭に対しては通報があったり、あるいはそういう関係機関同士が連携をしながら、そして一刻も早く発見をし、虐待による子どもさんの犠牲がないような、そういう関係機関との連携を今後強めるようなシステムづくりが必要だというふうに考えております。

以上です。

○網野委員長 ありがとうございます。

それでは、最後になりましたが、庄司委員、お願いします。

○庄司副委員長 たくさんのご意見をいただいて、なるほど、そのとおりだというふうに思いながら聞いていました。虐待の問題に関しては児童相談所が責められることが多いし、そうなるのが当然の状況もあるわけですが、ああいう報道なんかを見ますと、大抵地域の人は知っているわけですね。だけど、通告に至っていないというところがあります。そういった意味で、児相理想とか里親という面からアプローチするのも1つの方法だと思いますけれども、同じテーマであっても切り口を地域からというふうにするのはいかがかというように思います。特に1つは家庭的保育についてで、これは保育ママ、ファミリーサポート、さらには里親も含めることができるかと思いますが、地域で子育てを支えていく、あるいは子育てをしていく力を高めていくにはどうしたらいいか、これが虐待への周知、通告にもなっていくのではないかというように思います。

もう1点は、ここで議論するのは適当なのか、さらにはできるのかということがあります。コスト論といいますか、子どもにかかる、あるいは子育て施策にかかる費用のことを考えていかないと、従来のやり方でいくと、決して抜本的な対策というのは日本では出てこないのではないかというふうに思います。具体的な提案というのは何もないんです

が、今子ども、あるいは子育て家庭にもっとお金をかけたほうが、10年後、20年後、都の財政負担は少なくなるのではないかというように思うんです。そういったことを論じられる人はいないかなというように思っています。これはちょっと難しいかもわかりませんけれども。

それからあと、先ほどのお話の中で出てこなかったものとして、障害のあるお子さんへの支援、特別支援教育ということが進んできていますので、これはそういったことである程度議論は整理されていて、必要ないということもあるかもしれません。ただ、いわゆる軽度発達障害を持つ子どもたちの理解と対応、それから特に重い障害を持つお子さんの、今ちょうど夏休みですけれども、学童保育などのあり方なども1つ検討課題かなというように思います。

それから、シルバー世代の活用ということが出ましたけれども、みんな孫はかわいいというんですよね。ですが、今少子化で、1人か2人しかいないところに両親がそろっていて、その両方の家のおじいちゃん、おばあちゃんが1人の子どもにお金をかけると、かえって我慢することを覚えないう、そういった子どもになってしまうのではないか。むしろ力のあるシルバー世代の人たちは、自分の孫ではなくて、地域の子どもたちのためにもっと力を発揮してもらおうような方策というものが考えられないのかなというふうに思います。思いつきみたいな感じで具体的な提言ではないんですけれども、以上です。

○網野委員長 ありがとうございます。

非常にそれぞれいろいろな立場、それから日ごろの思いがありますので、どれも取り上げたい重要なテーマがいろいろ出てきたかと思います。かいつまんで出てきました項目を整理させていただきますと、大体私がお聞きしていた範囲では12ぐらいの内容が出てきたかと思います。

第1に、社会的養護、これは権利擁護とか虐待も含めて、さらには社会的養護のシステムそのものも含んでいろいろご意見いただきました。第1が社会的養護ということになるでしょうか。

そして2番目が、その社会的養護の中でも特に里親、東京都の養育家庭のあり方、これについていろいろ意見をいただいたかと思います。これが2番目です。大体発言いただいた順で整理しますので、体系的ではありませんが。

3番目が非行関係、それから青少年健全育成関係の新しい課題ということを検討するという内容のご意見をいただきました。

そして4番目に、これも複数の何人もの方から発言いただきましたが、児童相談所の体制ということになるのでしょうか。このことが課題として出ております。

5番目に、これは広く言えば、親、家族、社会の子育てとしつけ教育という非常に広く、しかも深いテーマですが、何人の方からもご意見いただきました。親というものの大切さとともに、お年寄り、おじいちゃん、おばあちゃん、シルバー世代の方たちの子育てへのかかわり、子育て支援ということも含めてこのテーマが出てきているかと思えます。

それから、6番目が保育所、幼稚園の環境整備といってもいいのでしょうか、保育所、幼稚園に焦点を当てるご意見をいただいております。

それから、7番目に東京都の子ども家庭支援センターの体制。いろいろ指定管理者制度なども含めて広がっておりますが、この体制をどうしたらいいかということが出ておりました。

8番目に、少子化の中での不妊治療のあり方、あるいはこれをもっと積極的に検討したらどうかということかと思えますが、不妊治療についていただきました。

9番目が子育て支援、いろいろ支援という言葉が使われますが、むしろ支援者の支援、あるいは支援者のバックアップ、支援者同士、あるいは支援者への重層的な支援ということについて検討してはどうかというご意見が出ております。

そして10番目には、この子育て支援というのを地域というところに視野を置いて、例えば地域における子育て支援の強化ということが出ております。

さらに11番目には、審議の内容として適切かどうかということを含めて、子育てコストに関する議論が必要であろうということが出ておりました。

最後に、これまでいろいろ審議会の中でも必ず内容としては出てきておりますが、障害のある子供たちへの支援そのものをテーマとしてということでご意見をいただいております。

非常にそれぞれ関連しておりますし、私どもがいただいた限られた期間の中で、特に何を今十分に検討して東京都の行政に反映させなくてはいけないか。きょういただきました意見も参考にしながら事務局と委員長、副委員長でさらにいろいろお話をし合って、今後内容としてまた検討させていただきたいと思えます。

本日は、19時半までという予定でございましたが、大変熱心にご意見をいただきましたので、予定の時間を少し超過しておりますが、審議会の本日の議題については以上をもちまして終了させていただきたいと思えます。

それでは、事務局から今後の予定などについてご説明をお願いいたします。

○中山少子社会対策部計画課長 予定時間を超えましたさまざまなご熱心なご議論、ありがとうございました。

最後に、事務局から、幹事長を務めさせていただいております少子社会対策部長、都留から一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

○都留少子社会対策部長 少子社会対策部長の都留でございます。当審議会事務局の幹事長といたしまして、一言ごあいさつをさせていただきます。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。また、大変ご熱心なご議論をいただきまして厚く御礼申し上げます。網野委員長には、前期の審議会に引き続きまして委員長の重責を担っていただくこととなりますが、どうぞよろしく願いいたします。また、委員の方々も今後2年間、どうぞよろしく願いいたします。

子ども権利擁護部会は毎月1回、里親認定部会は2カ月に1回開催いたしておりますけれども、近年は諮問件数もふえておりまして困難なケースも見られております。部会委員の皆様には専門的な視点からのご意見をどうぞよろしく願いいたします。

これまで児童福祉審議会におきましては、子ども、家庭分野の課題につきまして幅広い視点からご検討、ご審議をいただき、都の取り組みをバックアップしていただきました。先ほども話題、あるいは説明がございましたけれども、平成16年5月には都市型保育サービスへの転換と福祉改革というテーマでご提言をいただきまして、都はこれを受けまして保育所制度の抜本的改革を国へ提案要求いたしますとともに、これまでの認可保育所への都加算補助を再構築し、今年度は子育て推進交付金を創設いたしまして、地域の実情に応じた市町村の施策を支援する仕組みを構築いたしております。また、平成17年8月には社会的養護のもとに育つ子どもたちへの自立支援のあり方について、それから先だつての6月には少子社会の進展と子どもたちの自立支援についてご提言をいただいております。今後は、可能な限り施策に反映させてまいりたいと考えております。

当審議会では、子ども家庭に関するさまざまな課題の中から、そのときどきの重要なテーマを選定いたしまして幅広くご議論をいただいております。今期の審議会でご審議いただきますテーマにつきましては、今後選定をすることとなりますけれども、児童福祉審議会の役割はますます重要になっております。委員の皆様には、児童福祉行政の一層の向上にお力添えを賜りますようどうぞよろしくお願い申し上げます。

本日は、遅い時間までありがとうございました。

○中山少子社会対策部計画課長 本日ご承認いただきました里親認定部会、権利擁護部会の
次回の開催日をご紹介します。里親認定部会は平成18年8月24日午後6時から、
子ども権利擁護部会は平成18年9月7日午後6時からそれぞれ開催をさせていただく
予定でございます。担当の委員の皆様方にはどうぞよろしくお願い申し上げます。

次回の本委員会の開催につきましては、審議テーマをこれから委員長、副委員長と事務
局等で調整の上、改めてお知らせをしたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い
申し上げます。

それでは、本日の第1回東京都児童福祉審議会を終了させていただきたいと存じます。
遅い時間までまことにありがとうございました。

閉 会